

研究

不可分債権・連帯債権の供託的機能に関する一考察

——弁済者保護制度、分割原則との比較分析を通じて——

近藤優子

一 はじめに

1 モデルケースとしての仲介業者の報酬請求権

2 問題提起および検討のすすめ方

二 弁済受領者を誤る危険に対して債務者が取り得る手段

1 供託

2 債権の準占有者に対する弁済

3 小括

三 多数債権者関係と弁済者保護

1 弁済における分割債権原則の機能

2 弁済における不可分債権および連帯債権の機能

3 多数債権者関係の機能的側面から見た適用可能性

4 小括

四 おわりにかえて

不可分債権・連帯債権の供託的機能に関する一考察（近藤）

一 はじめに

1 モデルケースとしての仲介業者の報酬請求権

宅地建物取引業者により不動産売買の媒介が行われるとき、売買契約を成立させるまでの過程で、売買契約当事者から直接委託を受けていない宅地建物取引業者が複数関与する場合がある。それは例えば、売買当事者からそれぞれ委託を受けた宅地建物取引業者らが共同して仲介する場合や、当事者が直接委託した宅地建物取引業者と、さらに別の宅地建物取引業者が加わり、これらの者の仲介行為によって売買契約が成立したような場合である。実際にこのようなケースが問題になったのが最判昭和四三年四月二日民集二二巻四号八〇三頁である。ここでの当事者関係は概略次のとおりである。

被告Yは土地付き建物の購入斡旋を訴外知人Aに依頼し、Aはこのことを訴外知人Bに連絡し、Bはさらにこれを弁護士である訴外Cに相談した。Cからこの連絡を受けた宅建業者であり、訴外Dから土地建物の売却斡旋を依頼されていた原告X（代表者E）は、他の宅建業者が売却斡旋をしていた物件の情報を得たため、この宅建業者から宅地、建物の図面を入手した。A、B、Cを通じてこの連絡を受けたYの意向で、EはYを数回にわたり物件へ案内した。そして、Xは、Yと売主の売買契約の交渉、物件の受渡し、代金の授受、登記申請書の取り揃えに関与し、売買契約書には媒介業者として記名捺印した。この事実関係のもと、XはYの売買契約を成立させるために仲介をなし、売買契約を成立させたとして、商法五一二条に基づき、Yに対し相当の報酬を請求した、という事案である（商人が媒介行為によって得る報酬を仲介料という。なお、Yは直接委託をしたAに対しては、既に仲介料を支払っており、Aはこの一部をBに交付している）。

最高裁判所は、売買契約成立過程がX関与のもとに行われ、XがYの利益のため行為したことをYも取引交渉の経過中に知ることができたことが、原審においても認定されていたことから、XとYの間には、「本件不動産売買について明示の媒介契約はされ

なかつたが、報酬額について定めのない黙示の媒介契約がおそらくとも右売買成立のときまでにされたと解すべきである。ところで、商法五一二条は、商人がその営業の範囲内の行為をすることを委託されて、その行為をした場合において、その委託契約に報酬についての定めがないときは、商人は委託者に対し相当の報酬を請求できるといふ趣旨に解すべきである」と説示した。それゆえ、XはYに対し、「本件不動産売買の媒介のための報酬を請求できるといふなければならぬ。」と結論づけた。そして、宅建業者らの中で支払われた報酬をどのように分配するかという問題については、「買主から依頼を受けた仲介人が数人ある場合には、各自は特約等特段の事情のないかぎり、売買の媒介に尽力した度合いに応じて、報酬額を按分して請求できるものと解するを相当とする⁽¹⁾」とした。

さて、本判決では、Xの売買契約成立に対する尽力という事実と、それをYが知ることができたという判断から、XとY間に黙示の委託契約が成立していたとすることで報酬請求権を認めたものである。ところで、媒介を営業として行う宅地建物取引業者（以下、宅建業者と記す。）にも適用される商法五一二条によれば、商人は営業の範囲内で他人のために行為を行うことで報酬請求権が認められる。そして、「他人のため」に行うとは、他人の利益のために行うことであり、委託契約の有無は問わないものと解されている。すなわち、商人が営業の範囲内の行為において事務管理（民法六七九条）をした場合であっても、商法五一二条は認められるとされている⁽³⁾。そうであるとする、このように一つの売買契約を成立させるために複数の宅建業者が関与し、その宅建業者が契約当事者から直接委託契約を受けていない場合であっても、黙示の委託契約に限らず事務管理が認められた宅建業者については報酬請求権が発生する。一人あたりの宅建業者が、最終的に得られる報酬額を決定するためには、報酬の総額を関与した業者間でどのように分配するかにかかってくるが、本判決ではそれを「売買契約成立への尽力の度合い」に従うものと示した。最高裁はこの判決ののちの最判昭和四五年二月二六日民集二四卷二号一〇四頁において、一個の売買に関し媒介者が数人あり、かつ媒介者が当該取引に関して数人の媒介者が関与することを予め承諾していた場合には、別段の主張立証がなければ複数の媒介者の報酬請求権は平等の割合で請求できるものであるとした。これらの最高裁の判決は、分配方法についての差異こそあるものの、報酬

請求権の法的性質については特に問題とせず、可分債権であると考えていると見られる。⁽⁶⁾

一方で、複数の仲介業者が共同して仲介した事案で、各人の報酬請求権につき連帯債権あるいは不可分債権とする裁判例も存在する。不可分債権あるいは（不真正）連帯債権とした理由として、各宅建業者の媒介行為が「客観的に単一の目的を達するための手段であって」、「主観的にも共同の目的をもって相関連しているものとみるべきである」こと、⁽⁸⁾宅建業者らが共同して媒介行為をした場合、買主より委託を受けていない仲介業者も買主より委託を受けた仲介業者と共に媒介行為をなした、という当事者らの関係などから導くものなどが挙げられる。⁽⁹⁾

学説においては、この関係を不可分債権と解するものや、連帯債権と解するものが強く主張されている。その理由としては「売買契約の成立という目的に対して一致共同して仲介斡旋に努力する通常の形態よりみれば、報酬請求権もまた一致共同する宅建業者に一体として発生するものとみるのが妥当」とするもの、⁽¹²⁾「分割債権とすれば、報酬債務者たる売買両当事者への對抗要件が問題となつて複雑」であるため、「得た報酬の分配を宅建業者間の内部関係として処理させるのが妥当であろう」ことを挙げる。⁽¹³⁾ また、その他では、可分給付とは考えない理由として、分割債権と見るとかえつて仲介料の支払い関係が煩雑になる、何人の宅建業者が介在したのか不明なときにはその支払いが不便である、という価値判断のもと報酬は委託事務を共同で遂行したことにより生ずるのだから、各宅建業者は全員のために報酬を請求し、これを受領することができるものがある。⁽¹⁴⁾

2 問題提起および検討のすすめ方

以上の事例（以下、「本稿のモデルケース」と呼ぶ。）はまさに、複数の債権者に対して生じた金銭債権をどのように処理するべきかという問題を考えるための一例である。そして、その処理方法は、具体的には、複数の債権者と債務者の間にははじめから個別の債権額に応じた債権債務が発生しているとするか、あるいは各債権者が債務者に対して全額についての債権を有するとするか、のいずれかである。この問題は債権債務の法的性質の決定と強く関連するものであり、同時に、債務者にとっては、一人の債権者

に対して債権者間の定めに従って決せられるはずの各自の債権額を超えて支払ってしまう、というリスクが存する場合に、そのリスクをどこまで負わねばならないか、という価値判断の問題とも関係する。各債権者が債務者に対しては全額の債権を有する債権関係、すなわち不可分債権あるいは連帯債権関係として考えるならば、債務者は各債権者の有する個別の持分額に関係なく、全額を支払えば、全債権者に対する債務は消滅する。その後の各債権者の持分割合に従った分配は、債権者間で行われることになることから、債務者は債権額を誤るリスクを負うことなく弁済をすることができる。これはすなわち、債務者の利益は、全額を給付し、全ての債務の弁済を図ることにこそあると云えるのである。しかし裏を返せば、債権者らは自身のあずかり知らないところで弁済を受領した者が、その金を持ち逃げする可能性や、無資力となる可能性があるというリスクを負うことになる。複数の報酬債権の法的性質を決定するうえで、同時に受領権限のない債権者に対して誤って弁済するリスクを債権者か債務者のどちらが負うことが妥当かという判断を避けて通ることができない。

債権者間の内部事情が当事者の目につまびらかになっているのであれば、各債権者に正確な債権額を弁済することは難しくないので、原則どおりに分割債権関係とすることにも問題はないだろう。しかし、実質的な債権者の人数が不明確で、そのために個々の債権額がいくらなのかということが、債務者側からは判然としない場合もある。本稿のモデルケースでいうならば、報酬に対する各宅建業者の取り分は、一般に契約成立への寄与度、業者間の力関係および商慣習によって決まるものとされているため、⁽¹⁵⁾いくら支払うべきであるかということを確認に調査することが通常難しい場面と云える。このような場合に、債務者の誤払いのリスクはどのように評価され、対処され得るだろうか。

債務者が債権者を誤って、あるいは債権額を超えて支払ってしまうリスク（以下、「債務者の誤払いリスク」と呼ぶ。）と、それによって債権者側が負う、弁済を受領した者の無資力リスク（以下、「受領者無資力のリスク」と呼ぶ。）をどのように比較衡量するべきであるか。このことについて検討することを念頭に置いたうえで、本稿ではまず、その一部である「債務者の誤払いリスク」という観点から、債務者が保護される限界について考察していきたい。民法では、債務者の誤払いリスクと債権者側の受領者無資

力リスクを調整する制度がいくつか存在する。それらの諸制度を概観することによって、民法がどのような基準で誤払いをした債務者を保護しているのか、ということを明らかにしたい。そのうえで、どのような形で受領しなかった債権者との利害の調整を図っているのか、ということを確認することにより、誤払いリスクが保護される限界点を明らかにしたい。そのうえで、さらに法的性質決定のレベルでも誤弁済リスクを念頭に置くべきであり、それが妥当する場面が想定し得る、ということを明らかにしたい。

以下では、まず債務者の誤払いリスクが民法上保護に値するものであるということを確認し、そのリスクが民法のなかでどの程度考慮されているのかということ、概観することを通じて分析する(二)。そして、二で挙げた諸法制度を、分割債権関係ゆえに生じる債務者の誤払いリスクを救済する方法という観点からとらえたうえで、これらと類似した機能を実現する不可分債権および連帯債権という法的性質がどのような場面に妥当し得るかということを検討し、上記二で挙げた諸制度との関係、位置づけを考察する(三)。

二 弁済受領者を誤る危険に対して債務者が取り得る手段

債権者であるとする者から債務の履行を迫られた場合、その債権者が真の債権者であるか否か、あるいは債権者が適正な額を提示しているか否かについては、債務者が自らのリスクで判断すべき事項である。しかし民法では、債務者の誤弁済リスクを救済するため、弁済の段階で取り得る手段として民法四九四条の弁済供託を定める。そして、債務者が誤払いしてしまった後の段階では、真の債権者から請求を受けたときに、誤弁済であっても例外的に有効なものにする民法四七八条(以下、法律名の記載がない限り、条文は民法のものを表す。)が抗弁として用いられる。

(1) 制度趣旨

民法では、債務の履行のために債権者の協力が得られない場合であっても、債務不履行の責めを免れるための手段として弁済の提供（四九二条）を用意している。しかし、それだけでは債務そのものが消滅するわけではなく、債務者はおも目的物を保管し続けるうえで善管注意義務を負うことは免れない。このとき、供託所で四九四条に定められている供託原因が認められれば、債務者は債務の履行地の供託所に目的物を預け、目的物の保管を供託所に任せるとともに、自らの債務から免れることができる⁽¹⁷⁾。弁済供託制度は、債務の履行にあたって債権者の協力を得ることができず、かつ債務者側に過失がない場合に、債務を消滅させるための積極的な手段を採ることを可能にしたものであり、その制度趣旨は弁済者を保護し、国家機関の介入によって適切な債権者に対して供託目的物を還付する点にある⁽¹⁸⁾。四九四条に規定される弁済供託が認められるのは、いわゆる「受領拒否」、「受領不能」、「債権者不確知」を理由とする場合である。本稿の冒頭で挙げた宅建業者の報酬請求権に関する本稿のモデルケースのような場合に債務者が弁済供託を申請する場合には、供託原因は「債権者不確知」（四九四条一項後段）であると考えられるので、本稿では債権者が受領拒否をしている、あるいは受領不能である場合については検討から外したい。以下では供託一般の機能を確認したうえで、適用範囲については債権者不確知の要件をもとに確認する。

(2) 歴史的沿革

供託は民法、商法、民事訴訟法等を筆頭に数々の法律中に規定されるが、特に私法のなかにあつては、私人の契約関係に裁判所以外の公的機関が関与するという意味で特徴的である。

我が国において供託は、明治二三年七月二五日に供託規則（明治二三年勅令第一四五号）が制定されたことよつて制度として確立した。そしてこの規則は、フランスの「預金・供託金庫」の例に倣つて制定されたものとされている⁽¹⁹⁾。そこで、まずはフランスにおいて供託制度が確立されるまでの流れを追つてみたい。

ローマ時代においては、債権者が受領遅滞となつたときの責任減免手段として、目的物の種類により債務者は自己のもとに封印

(保管)するか、抛擲(放棄)することが認められていたが、目的物や、目的物を売却した対価を寺社などの「安全な場所」に寄託することが通常であった。⁽²⁰⁾のちに、債権者に酷であることを理由に抛擲権限は制限され、官庫への供託によって債務の免責が認められるようになり、ユスティニアヌス帝のもとでは、供託先は寺院か裁判官の定められたものとなった。⁽²¹⁾

フランスでは、五世紀までに公共の施設(教会や修道院)に訴訟の対象とされた金銭を寄託するという習慣が確立していたが、その後、「訴訟当事者や裁判官によって指名された名士」や「各裁判所の管轄地の書記」を供託物の保管者とする習慣ができた結果、供託された金銭の保管や還付をするにつき、その者らがこれを濫用するようになってしまふ。⁽²²⁾一六世紀以降は、行政機関が供託業務を行うことになるも、財政の窮乏状態をまかなう資金として供託金が使ひこまれるなどの不祥事が起こったことにより、最終的に供託業務を行政権からある程度独立した機関に委ねるに至つたのだといふ。⁽²³⁾そして現在フランス民法では、金銭および有価証券を供託する場合、供託物を預かる「預金・供託金庫」は、通常の寄託契約における受託者が負う責任より重い責任が課されること⁽²⁴⁾が特別法により定められている。さらに、供託機関である「預金・供託金庫」は前述のような不祥事を防ぐ目的から、金銭および有価証券の供託事務全般に関する独占権を有し、他の行政機関からも独立して位置づけられている。⁽²⁵⁾

このように、フランスにおいて債権者の協力が得られない場合の債務の処理方法を、信頼に足る制度として有効に機能させるに至るまでには様々な制度改築を経なければならなかつたことを窺い知ることができる。それでは、このように概ね完成されたフランスの供託制度を継受するまでの日本においては、目的物を引き渡せない債務者はその目的物をどのように扱っていたのだろうか。古代ローマから現在のフランスにおいてなお、この「引き渡せない目的物問題」は存在するのだから、同様の事態に対して日本でも何かしらの対処方法があり得そうである。

結論から言えば、明治民法の制定以前に日本で供託的のような法制度があつたか否かはさしあたり断言できない。しかし、おそらくは私人間の取引に国法をもつて対処するという場面は少なかつたであろうことは推測できる。というのも、徳川時代においては、国法は刑事に関するものが中心であり、民事の法制については格別重きを置かず、概ね道徳および習慣に基づいて裁判がな

されていたのだといふ⁽²⁶⁾。そこで、司法省『日本商事慣例類集』（白東社、一九三二年）⁽²⁷⁾を見ると、「義務者当然に返済を為したるに権利者故なくして之を拒みたるときは義務者は其拒まれたる品物を如何処置するや」という質問の答申を求めている。この質問は、商取引において債権者が現在で言うところの受領拒絶したときに、債務者の為すべきことについて問うているものと思われる。そして、この質問に対する答申のなかでも、供託制度との関係において注目できる答申として、単に物品を義務者が引き取るか、あるいは保存するものとするもの、義務者は証人を立てて物品を預かるとするもの、判取帳に受け取り証印を取り置くもの、違約したものと同視するとするものが挙げられている。あるいは、第一には権利者の親戚に預け、親戚なき場合には法廷（法廷）や官署へ訴え、裁決を乞うべしとするものもある（もつとも、ここでどのような裁決がなされるかは不明である）。いずれにせよ、少なくとも商取引における債権者の受領拒絶を規律する制度は、確立されていなかったと考えるとよいのではないだろうか。⁽²⁸⁾受領拒絶の場合ではないが、債権者が取りに来るまで役場で金銭を預かることはあったようである。債務者が多数の競合する債権者に対して債務超過に陥ったとき、債務者は債権者らの大多数から承諾を得ることにより自己の総財産を債権者らに委付し、その価格を各債権者（不同意の債権者を含む）に配当する、という裁判外の手続（「分散」という）がとられていた。この際、分散に同意しなかった債権者の配当金については、「名主方江預置」ものとされており、この態様について中田薫は「配当金は名主の許に供託するの制なり」と解説する⁽²⁹⁾。名主とは、江戸の町役人の一名称で、幕府所領内で町方に関する民政を行う公史のことである。世襲制で、町方に対する権威があり、高利貸しなどして利益をあげていた者もおり、天保の改革ごろから汚職なども増えてきたというから、⁽³⁰⁾独立公正な機関とは言えないように思われる。

さて、明治民法に規定されることよって法制度化された供託は、どのようなものであったか。旧民法財産編四七七条に供託制度の規定が置かれ、その内容は現在と同様に債権者が弁済の提供を受諾しない場合には債務者は負担物を供託することにより債務を免れるものとされている。立法史料によれば、そのためには他の場所その物の占有を移し、債権者をしてその物を随意に受け取ることができるようにすることを要する、とした⁽³¹⁾。供託所に関しては、負担物が金銭であるときは特別な金庫に振り込む

ことを必要とし、⁽³²⁾ 特定物や定量物の債務については専門の官庁がないことから、裁判所が債務者の請求に基づき保管場所を定めることとした。その指定保管場所というのは、保管に便利な建物を有し、かつ寄託の受入ができる組織を備えた近隣の官庁や、税関などの会社が例に挙げられている。⁽³³⁾ そして、この供託業務を担う機関については先述の供託規則第一条において大蔵省預金局と規定されることとなった。大蔵省預金局を選んだ理由は、供託の事務というものが国家の政務に随伴する事項であるから、国庫が責任を負うものとして財務行政の当局者たる大蔵省に任せたとのことである。⁽³⁴⁾

現在の日本では供託所に勤務する法務事務官のうち、法務局長または地方法務局長から指定された者が供託官として独立して供託事務を扱っている（供託法一条ノ二）。供託事務が一般の行政事務とは異なり、政策的裁量を許さず、法令の規定に従って厳正に処理されるべき事務であることから、供託官は、国家機関たる供託所を単独で構成しており、独立して供託事務を取り扱う権限を付与されている。⁽³⁵⁾ 供託官の審査権限の範囲は形式的な書面の審査に限られ、実質的審査権限はない。⁽³⁶⁾

このように、債権者の協力が得られなくとも債務者主導で債務を履行するための制度を確かなものにするためには、債務者の財産から目的物を隔離することで、債務者を管理義務から解放し、他の財産から分離することが必要であり、かつ、正当な債権者が還付を受けることを欲したときには確実に債権者に目的物が渡されることについて信頼できるような機関に保管することが求められると言えよう。日本において初めて供託制度が立法化された際には、金銭の供託事務を与つたのが行政機関たる大蔵省預金局であったことについては特に機関の独立性につき目立った言及はされないうまま制度化されたのであるが、供託規則がフランスの例に倣つて制定されたという経緯や、⁽³⁷⁾ ポアソナードによる起草理由を踏まえれば、日本の供託制度において公的機関を介入させる結果になったのも、制度を有効に機能させるために信頼性の担保が必要であることから導かれると考えられる。

(3) 債務者保護要件（弁済供託の限界）

以上のような歴史的経緯からも明らかであるように、供託制度に国家、ひいては独立した行政機関が関与する理由は、債務を消滅させて債務者を保護する一方で、債権者に適正に供託物を分配するためである。そして、国家の力を借りて適切に債務者と債権

者両者の利益を図ることを可能にするのが供託制度であるということが出来る。しかし、留意しなければならないことは、供託制度は債務者の権利ではあるが、義務ではないという点である。すなわち、仮に債務者が債権者不確知供託を申請すれば受理される状況にいたとしても、供託をするか否かは債務者の一存に委ねられているのである。そうであれば、そもそも供託に思いが至らないうちに請求をしてきた者に弁済をしよう債務者がいることも、十分に考え得る。

さらに、債権者不確知を理由とする弁済供託は、その要件を満たさなければ受理されない。国家予算を用いてまで供託制度によって債務者を保護するための要件としては、債権者が不確知であると認められ、かつ不確知であることについて債務者に過失がないことが求められる。

供託が認められるための「不確知」とは、事実上あるいは法律上の不確知⁽³⁸⁾である。不確知と認められないのは、次のような場合である。すなわち、債務の存否自体に疑義がある場合、債権者が存在しないことが明らか⁽³⁹⁾な場合や、債権者の所在が不明な場合に加えて、債権の全額はわかっているが複数の債権者間の持分割合が知れない場合も、債権者不確知による供託は認められない⁽⁴⁰⁾。債権の全額はわかっているが持分割合が不明であるときに供託が認められない理由として、供託所は債務者から供託目的物を受理した後は債務者に代わってそのままの債権の状態で保管することが挙げられる。換言すれば、供託制度そのものが、一つの供託物を複数人に分配することを想定してない⁽⁴¹⁾ことである。分割債権なのであれば、供託時に複数の債務として個別に供託しなければならない。供託をした後に目的物の額面が変わるということはあり得ないのである。

これに加えて、債権者不確知であることについて債務者に過失がある場合には、供託は受理されない。これは、本条が、債権の存在に対する債務者の信頼を保護する制度であるという点から求められる要件である。債務者に求められる過失の程度は、事案によりケースバイケースであると言われている⁽⁴²⁾。

2 債権の準占有者に対する弁済

(1) 制度趣旨

本事例を仮に可分債権関係と考えるならば、債権者から請求を受けたときに弁済供託が認められずに、あるいは供託という手段を採らずに、債務者が債権額以上の弁済をした場合、債権額を超えた分の弁済については原則的に無効である。しかし、その弁済が、債権の「準占有者」に対して、善意かつ無過失でなされたものであった場合には、四七八条により例外的に弁済は有効なものとなる。そしてその結果、真の債権者は弁済受領者に対して不当利得返還請求権を取得することとなる。⁽⁴³⁾

四七八条は、債務者が善意・無過失で債権の準占有者を真の債権者と信頼したその信頼を保護する制度として、すなわち弁済の段階における権利外観法理として位置づけられている。⁽⁴⁴⁾ さらに、文言上、債権者側の帰責性が要件として明示されていないことから、民法中の他の権利外観保護制度に比してより一層厚い保護を債務者に与えるものとなっており、「取引の安全を保護する制度としておそらくは民法中最も徹底したもの」と評価されるに至っている。⁽⁴⁵⁾ 真の債権者の帰責性がない場合であっても債務者の信頼が保護される根拠としては、以下のような理由が述べられる。すなわち、①弁済が義務づけられた行為であること、②弁済は日常大量に処理されることを要すること、③弁済者の保護によって債権者に生じる不利益は既存債権の消滅に限られ、新たな権利義務関係の創設に比べれば影響が小さいことである。⁽⁴⁶⁾

(2) 債務者保護要件（四七八条の限界）

本条の適用によって、本来無効であるはずの債務者の弁済を例外的に保護する一方で、真の債権者は、債権者以外の者が関与する危険を受ける。債務者に対する債権は消滅するものの債権の準占有者に対して不当利得返還請求権が生ずるために、債権の額面上損失はないように見えるが、債権の準占有者が無資力である場合にはリスクを負うことになる。そのため、四七八条は、保護される債務者と不利益を受ける真の債権者との利益のバランスを調整するため、いくつかの要件を課している。

その一つは、債権の「準占有者」に対して弁済がなされたことである。この「準占有者」とは、例えば、表見相続人、無効な債権譲渡契約に基づく債権譲受人、債権譲渡について先に到達した通知に疑いがある場合に劣後して到達した債権譲渡通知の債権譲受人⁽⁴⁸⁾、偽造債権証券の持参人⁽⁴⁹⁾、債権証券と弁済に必要な印章を所持する者など、実際に債権受領権限を有さないが債権受領権限があるかのような外観を有する者のほか、自己の持分額を超えて弁済を受けた共同相続人⁽⁵⁰⁾のように、請求額の一部について受領権限がない者が挙げられる。さらに、かねてより問題とされてきたのは、とりわけ金融取引に関する訴訟において、自らを本人の代理人であると詐称する者を「債権の準占有者」と解することへの是非であった。最高裁は、「債権の準占有者に対する善意の弁済を有効とした趣旨は、真実の債権者でない者でも、取引の通念上債権を行使する権限があると認めるに足りる外観を備える者に対してなされた善意の弁済を有効として、弁済者を保護し、取引の安全と円滑を期したものに外ならない」から、「債権者本人として債権を行使する者に対する弁済と、債権者の代理人として債権を行使する者に対する弁済とによつて、弁済者の保護を異にすべき理由がない」ことを理由として代理人と詐称する者も本人と詐称する者と峻別せず、一様に「準占有者」と解するとし、この立場が定着した。このように、「準占有者」概念が拡張されてきた結果、四七八条を適用するうえでの間口は広げられた。

また、債務者に求められる主観的要件として、債権の準占有者に対する弁済であることについて、債務者は「善意、無過失」でなければならぬ。四七八条もまた債務者を誤払いのリスクから解放する結果として、債権者らに弁済受領者の無資力リスクを負わせることを認める制度であるから、その弁済は保護に値する弁済に限る必要がある⁽⁵²⁾のである。立法当初、四七八条の文言上、債権者側の要件として要求されていたのは、「善意」のみであった。この善意に関しては、弁済請求者が無権利者であることを知らなかったという点だけでは足りず、この者が真の受領権者であると信じたことを要する⁽⁵³⁾のが通説である。先述の詐称代理人を「債権の準占有者」とした判決⁽⁵⁴⁾では、四七八条を認定するにあたり、「債権の準占有者」の定義を拡大する一方で、弁済者が善意かつ無過失である場合に限ることを明言した⁽⁵⁵⁾。無過失要件は学説からの支持もあり、平成一六年に本条が改正された際に明文化されるに至った。

他方、「無過失」であるために債務者に求められる注意義務は、抽象的には善管注意義務であり、過酷な調査義務を要求しているわけではないものとされている。⁽⁵⁸⁾ 具体的に何をもって過失と判断しているかという点について、指名債権関係に関する個別的な裁判例を見ておきたい。

被相続人の遺言により相続財産であった不動産の持分を取得した原告らが、被相続人から同不動産を賃借していた被告に対し、法定相続分に応じた賃料等の支払いを請求した事案において、債権の準占有者（被相続人の妻であり共同相続人の一人）に対して賃料の一部を支払っていた被告の主張した四七八条において、債権の準占有者（被相続人の妻であり共同相続人の一人）に対して相続人間に争いの生ずる可能性があることは一般的に想定されるとしても、そのような事情はあくまでも賃貸人側の事情にすぎないから、賃貸人が死亡し、その後賃貸人と極めて親しい親族である法定相続人の一人から相続人代表として賃料の支払を求められた場合に、親族でもない賃借人が、賃貸人の相続関係を調査し、判明した相続人各自に対して賃料の支払先の確認を求める義務を負っており、それを尽くさなかった以上、相続人代表を称していた者に対する賃借人の賃料相当額の支払が有効な賃料の支払とならないとの結果を認めることは、余りにも不合理である。そして、このように解したとしても、ほかの相続人は、賃料を独占的に受領した相続人から自己の持分に応じた賃料相当額の返還を求めることが可能であるから、その利益を害することもない⁽⁵⁹⁾とする。

また、二重に譲渡された指名債権の債務者が、四六七条二項所定の対抗要件を先に備えた譲受人ではなく、それより後に対抗要件を備えた劣後譲受人に対して弁済したという事案である。原審は、⁽⁶⁰⁾債務者が顧問弁護士のない零細企業である点を重視し、一般通常人であれば供託制度の存在を知らなかったとしても過失があつたとは評価できないこと、債権譲渡の劣後譲受人の代理人による、当該債務者が、優先譲受人による債権譲受が解除されたという話を信じたことについて過失がないものと判断した。これに対し、最高裁はこの債務者が四七八条による免責を受けるためには、優先譲受人の債権譲受行為または対抗要件に瑕疵があるため、その効力を生じないと誤信してもやむを得ない事情があるなど、劣後譲受人を真の債権者であると信ずるにつき相当な理由があることを要するとした。⁽⁶¹⁾

また、供託可能性と過失の関係に関しては、上記原審判決に対して、事前に供託が認められたと考えられるにも関わらずそうしなかった場合、あるいは供託所に供託の可否について問い合わせを行ったか否かが、四七八条の過失判断に考慮され得ることを示す裁判例がある⁽⁶²⁾。当該判例によれば、裁判所書記官や法務局職員への問い合わせに対する回答に従って弁済した結果、債権者を誤った事案において、「裁判所書記官の回答、大阪法務局職員の回答等は、主に電話による相談に基づく回答であって、詳細が正確に伝達されることは期待できないから、本件事案を十分把握した上での回答であるとは見難いし、そのような限定があることは被告らにおいても了解できよう。そして何よりも、いずれも担当者の単なる参考意見に過ぎず、法律関係上の疑義について何らかの公権的判断といえるものでもない。」として債務者の過失を認定した⁽⁶³⁾。

なお、金融取引に係る事例においては、債務者の過失が認められやすいと言われている。というのも、準占有者概念が広く解されるようになったことにより、債務者の「善意・無過失」という要件が、債務者保護と債権者の利益のバランスを図るための調整弁としてより重要な役割を担うこととなったためである。例えば、弁済にあたり数人の者が段階的に関与することにより一連の手續をなしている場合には、「手續に関与する各人の過失は、いずれも弁済者側の過失として評価」し、「いずれかの部分の事務担当者に過失があるとされる場合には、たとえその末端の事務担当者に過失がないとしても、弁済者はその無過失を主張しえない」もの⁽⁶⁴⁾と、過失判断の対象は、直接債権の準占有者に対応した者に限らないことを示した。さらに、銀行が機械（現金自動入出機）による払戻し方法を採用している事例⁽⁶⁵⁾においては、注意義務を怠った時期について、弁済した時点に限らず、その前提となる預金契約の時点において、機械による弁済のシステムについて預金規定等に規定することにより預金者に明示することを怠った場合にも銀行には過失があるとされた。これに加えて、そのような弁済システムを採用する銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要すると示した。

以上の要件に加え、学説上では、四七八条の適用につきより制限をかける手段として、債権者の帰責性を要求する道も考えられ

ている。これを支持する立場は特に、他の権利外観法理とのバランスを強く意識する。虚偽表示や表見代理法理では、本人保護要件として債権者の帰責性を求めることで、真の権利者の被る不利益に正当性を持たせる構造になっている。そうであれば、四七八条についても、弁済者の過失を判断する際に債権者の帰責性を考慮し得るとするだけでは限界があり、明確に帰責性を求めるべきであることを示唆する⁽⁶⁶⁾。しかしながら、古くから判例はこの点について否定的であり⁽⁶⁷⁾、厳格な過失判断に際して債権者側の事情もそこで考慮し得るとするのが通説である⁽⁶⁸⁾⁽⁶⁹⁾。

3 小 括

一方で弁済供託は、事前に誤払いの危険を予防する手段として、もう一方で、四七八条は、債務額以上に弁済してしまう危険を事後的に救済する手段として、債務者を保護する制度となっている。そして、それらの適用には一定の要件が課されているために、保護の範囲も限定される。

まず、弁済供託制度は、早期に債務者を債務関係から離脱させるとともに、国家が関与することによって債権者側にリスクを負わせることもない制度構築がなされており、これを有効に活用することは債務者と債権者双方にとって望ましい。しかしながら、弁済供託をすることは債務者の権利であって義務ではないために、仮に供託が認められるケースであっても見ず見す債務者が誤弁済をしてしまったというような場合が発生し得ることを意味する。このことは、弁済供託という手段を採り得るということに気付かない、あるいは知らない債務者にとっては特に不都合である。また、債権者不確知の要件の点から言えば、債務者が債権者の人数は把握しているがそれぞれの得る報酬の割合がわからないという場合には、債権者不確知とは言えないとされている⁽⁷⁰⁾。前述のようにこの場合に供託が認められないのは、債務者保護という供託の趣旨に反するという理由ではなく供託のシステムそのものの問題なのであるが、本稿のモデルケースのような場合に供託を認めないとすれば、債務者は債権者一人一人の報酬額を調査しなければならぬということになる。このことは、債権者間の内部の事情に直接的には関わらない債務者にとって正確な調査が難しいだ

けでなく、債権者間で生じ得る紛争に債務者を巻き込むことにもなりかねない。

次に、弁済供託という手段を採らなかつたときであっても、債務者は債権者を誤つた弁済をした場合には眞の債権者からの請求に対する抗弁として四七八条を主張することができる。準占有者概念が広く解釈され、要件充足のハードルが下がつた一方で、弁済者が四七八条による救済が受けられるか否かの判断、すなわち債務者と債権者の利益のバランスをとるための調整弁としての役割を、過失判断（そして、過失判断中での眞の債権者の帰責性判断）が担つて⁽⁷¹⁾いる。そして過失要件は、主に金融取引の事案を中心として、判断の対象を人的、時間的に拡大することによってより認定されやすくなつたものと見ることが出来る。このことが金融取引特有の事情、すなわち、日常的に大量の弁済をしなければならないという事情を考慮して発展した解釈であるという点から考えれば、これを当然に四七八条の一般論として解釈し得るか否か、すなわち、この法理が個人の指名債権（直接債権者を知らな⁽⁷²⁾いということが稀な場合）に対する判断にもなじむものか否かについては、別途議論の必要があるだろう。とはいえ、個人の債務者が弁済する場合にもやはり、過失は厳しく審査されているように思われる。この場合の過失判断では、一定の調査義務の有無だけでなく、事前に供託という方法がとり得たか否かという事情や、さらに調査の方法の妥当性、調査結果が信じるに値するか否かの判断までもが考慮されている。さらには、多少なりとも法的知識がある公的機関に問い合わせた場合に、その返答が信用し得るものか否かの判断を、非専門家である弁済者が再度判断することが、注意義務の範疇に入り得るのである。加えて、学説においては債権者の帰責性を求める声も依然として大きいことからわかるように、四七八条の適用については実務も学説も慎重である⁽⁷³⁾。

三 多数債権者関係と弁済者保護

1 弁済における分割債権原則の機能

二では、債権者不確知供託、あるいは四七八条が、一定の範囲で債務者の誤弁済リスクの縮減に資するものであることを確認し

不可分債権・連帯債権の供託的機能に関する一考察（近藤）

た。しかし、両制度は、各制度の保護要件上、および制度の構造上、債務者保護が必要であると思われる場面を、必ずしも十分にカバーしきれているとは言えないのではないだろうか。とりわけ、債権者間の内部関係が債権者間の契約関係や法令に従って変動するようなときで、かつその関係の複雑さを債務者に把握させることが難しい場面では、このことが顕著であるように思われる。

そこで、このような場面における債務者保護を実現し得る手段として、債権の性質論に目を移したい。債権の法的性質という観点から見たときに、債務者に、複数債権者の有する債権額を考慮することなく弁済することを可能にしているものとしては、まず、可分給付について原則的に分割債権、債務となることを規定した四二七条が考えられる。四二七条は分割債権につき、特段の意思表示がない場合には、債権者らはそれぞれ等しい割合で権利を有するものとされ、各分割債権者は独立して請求することができるものと定めている。債務者が、自己の有する可分給付債務を各債権者に対して分割して負っているのが、明らかでない場合であるのならば、四二七条に従い、原則的に分割債権となり、特段の意思表示がない場合には平等の割合で分割した額のみを支払えば債務は消滅する⁽⁷⁴⁾。分割債権を原則とし、機械的に適用されるということについては、とりわけ債務の分割が債務の担保力を弱めるという不利益を債権者に与えるものであることを理由として批判的となってきた⁽⁷⁵⁾。しかし、債務者の弁済の便宜という観点から見ると、債務者が債権者の人数を正確に把握している場合であって、各債権者から個別の債権額につき特段の意思表示がないのであれば、債務者は債権者間で持分に関する取り決めがなされていないようにも、それに関係なく等しく按分した額を弁済すればよいことになる。この意味で、個々の債権額が不明確であるが債権者の人数は把握しているというときに、債権者不確知供託が認められないとしても、四二七条は債務者に債務関係から離脱する手段を与えていると言えるだろう。

これを改めて整理してみると、同一の原因で複数の債権者に対して債務を負っている債務者が、債務から解放されるために用い得る手段としては、客観的には①債権者の人数が把握できない、あるいは把握することが困難な場合には債権者不確知供託をすることによって、②債権者の人数は把握しているが、債権者らがいくらの債権を有しているのかについて特段の情報を得ていない場合には、債権者不確知供託ができない場合であっても、四二七条に従って弁済をすれば、債権者内部の都合に煩わされることなく

債務を消滅させることができるということになる。

もっとも、四二七条と債権者不確知供託によって債務者を保護すべき領域を十分にカバーできるかという点、そうではない。四二七条により等しい割合で弁済すれば免責される場合であっても、債権者の人数が多くなれば、それだけ債務者は分割して弁済するための煩に耐えなくなる。そして、そもそも債務者が債権者の人数を間違えて把握していたような場合には、平等の割合だと信じた金額を誤って弁済する結果となる。その弁済が保護すべきものと認められるか否かは四七八条の過失判断によって決せられるだろう。四七八条により有効な弁済と認められるためには、債務者は誤弁済についての無過失を主張立証しなければならぬが、過失について厳しい判断がなされる傾向を踏まえると、四七八条で保護される弁済は非常に限られたものなることも予想される。

2 弁済における不可分債権および連帯債権の機能

他方四二七条の分割原則とは異なり、任意に選択した債権者に全ての債権額を弁済することができる債権関係として、不可分債権（民法四二八条）や連帯債権がある。これらは、可分給付の分割原則の例外として位置づけられる。⁽⁷⁶⁾ こちらは、債権者の人数がわかっているが内部の持分がわからない場合だけでなく、債権者の人数が不明確の場合であっても、債務者は任意に選んだ債権者に対して一倍額のみ弁済さえすれば、債務から離脱することができるというものである。四二八条は「不可分」の意味については、物理的な不可分給付の場合だけでなく、可分給付であっても、当事者の明示または黙示の意思表示によって不可分給付とすることができるとも、社会観念上不可分とされるものも認められている。⁽⁷⁷⁾ 目的物が物理的に一体のものでない限り、それが契約によって発生する場合には当事者、とりわけ債権者側が不可分債権とすることによって便宜を得る目的があるのであり、したがって判例学説においては権利行使の便宜を図ることが必要と考える場合には不可分とする利益衡量を行っている⁽⁷⁸⁾と説明されている。他方、連帯債権とは、現行民法に規定はないが、可分給付について複数の債権者が債務者に対して同一内容の債権を独立して有しており、債務者はいずれかの債権者に債務の一倍額のみを弁済すれば、全ての債権者に対する債務が消滅するという債権関係であるとされ

(79) ている。このような性質から、不可分債権および連帯債権の実益としては、債権者の請求の便宜（不可分給付の請求訴訟は必要的共同訴訟でないこと）、そしてとりわけ債務者が分割して弁済しなくてよいという便宜があるとされる。しかしその一方で、弁済を受領した債権者が持ち逃げをする、あるいは無資力になるというリスクを債権者が負うことになるという不利益があるとされている。⁽⁸⁰⁾

複数債権者のうちの一人に全額を弁済すれば債務者は債権関係から離脱することができる、という性質は、債務者に一定の要件（調査義務）を求めないという点で債務者の便宜を図るものである。また、各債権者に個別に弁済をする必要がないという点で債務者に便宜を供するものである。この点に限って見るならば、不可分債権・連帯債権の債務者は、実質的に債権者不確知を原因とする弁済供託をしたのと同様の効果を得ていると見ることができらる。⁽⁸¹⁾ 債権者不確知という要件を満たす必要がないという点では、国家機関を介した供託制度よりもこれらの債権関係の方が簡易に債務の消滅を果たすことができる。⁽⁸²⁾

もつとも、各債権者が有する債権が、可分債権なのかあるいは不可分債権あるいは連帯債権なのかということは、債権の性質の問題であるため、弁済者保護を目的とする制度と同視することはできない。しかし、とりわけ真の債権者から請求を受けた際の抗弁として主張するならば、弁済供託制度によっても認められている法益の保護を実現するための法技術となる可能性を有している。

3 多数債権者関係の機能的側面から見た適用可能性

このような機能に着目したとき、弁済供託の利用、四二七条、そして四七八条の主張の可能性がある具体的事例をとりあげ、さらにこれらに加えて、多数債権者関係、すなわち不可分債権および連帯債権が検討される意義はあるだろうか。以下では、債務者に誤弁済のリスクがあると考えられる場合に、まず、四七八条の過失判断に関わる弁済供託の可否を確認し、次に供託ができない場合、あるいはしなかった場合に、分割原則に従い四二七条に基づいて弁済することができるか否かを検討する。そして、供託をせずに、あるいは四二七条に依拠したとしても生じ得る誤弁済のリスクをカバーするものとして四七八条が十分なものか否かを検

討したうえで、多数当事者関係として不可分債権および連帯債権によって弁済することの妥当性を検討することで、不可分債権および連帯債権の適用可能性とその意義を具体的にどのように見出せるのかを、検討していく。

(1) 不動産媒介契約

本稿モデルケースにおける報酬請求権どうしの法律関係については、先述のように裁判例、学説の立場は区々である。このとき、債務者が中間業者から請求を受けた場合に、債務者は当該中間業者が実際の仲介に関与したという確証が持てなければ、弁済前に弁済供託をなし得るであろうか。あるいは、既に他の仲介業者に対して全額を弁済していた場合に、四七八条を主張し、有効な弁済であったことが認められ得るだろうか。

まず、債権者不確知供託ができるか否かを検討する。これは先にも検討したとおりで、この場合、まず債権者不確知と言えるのは、債務者は自己が直接委託した仲介業者以外に、何人の仲介業者が介在しているのかを知らないという状況に限られる。

仲介業者の人数が把握できているのであれば、四二七条に従い、等分した額を弁済すれば免責される。ただし、直接委託した仲介業者に問い合わせたとしても、直接委託した仲介業者が、仲介に関与した全ての仲介業者に関する正確な情報を知っているか否かは、なお不明確である。

一人の仲介業者にその者の持分額を超えて弁済した場合には、四七八条の適用が問題となる。自己を仲介業者と称して債務者に対して請求した者であれば、自身も債権者であって自己の持分以上の請求をする者も含めて、債権の準占有者に該当すると言えるだろう。問題となってくるのは債務者の過失であるが、債務者にどこまでの調査が求められるかは個別に検討するよりほかにない。しかし、もし本件で供託が可能であるとすると、供託をしなかったことが、過失と認定される可能性はある。というのも、裁判例を見れば、法律の不知も過失に含まれる可能性があるからである。

このように、仲介業者の報酬請求権に基づく請求については、弁済供託、四七八条という両制度による保護が可能であるものの、ときに誠実な債務者がその利益を享受できないという可能性を孕む。そうであれば、この場合に連帯債権の有する簡易な供託的機

能を活かされる余地があるのではないだろうか。このとき、債権者側の受領者無資力リスクについては、仲介業者どうしの内部関係とすることが妥当であろう。

これに関して、「不動産媒介契約の在り方についての提言」⁽⁸³⁾（以下、「本提言」と記す。）について付言しておく。

本提言では、売買契約当事者から直接委託を受けた業者らの中間に複数の仲介業者が入る場合の媒介報酬額とその配分についても検討を加えている。⁽⁸⁴⁾そこでは、中間業者への報酬の配分方法に関して原則形態となるような明確な慣行は形成されていないという実情において、紛争防止という観点から、報酬配分のガイドラインの設定を提唱する。当該ガイドラインの具体的な内容としては、①直接委託を受けた業者（元付け業者）が、他の業者に情報提供を依頼した場合には、元付け業者は「自己が売主から受け取る報酬の一部を、情報を提供した中間の業者に配分するものとするのが適当」とする。これはすなわち、元付け業者が別の業者に情報提供を依頼することは、元付け業者の営業活動の一環であることから、売主から情報提供を依頼された業者の報酬の配分は、あくまで元付け業者との内部関係であって、それ以外ではないという考えに基づくものである。⁽⁸⁵⁾そして、②報酬配分の基準としては、元付け業者および客付け業者とその中間の業者らでは売買契約成立に向けて負っている責任の程度に軽重があることから、この責任の差異を考慮に入れることが自然で合理的であるとする。このような差異を設けずに分で分配することは、「『貸し借り』や『義理』から中間に業者を入れることがなお見られる今日」、「実際には成約にほとんど寄与しない業者の介在を助長しかねない」という問題⁽⁸⁶⁾がある点を指摘する。また、売買契約成立への貢献度に応じて、のちに話合いで決めるといふ合意があったとしても、「貢献度」とはいつても実際には、制約をもたらした情報の程度や交渉の度合など各業者の貢献の度合の判定は容易でないので、報酬の配分を巡って紛議が生じることがあり、そのような場合には結局のところ業者間の力関係によって決まってしまうことが少なくない」と指摘されている。⁽⁸⁶⁾

この提言の示すところは、契約によって複数の仲介業者に対して生じている債権に債務者が煩わされることなく、弁済することができるようになっている点で多数当事者の債権関係となじみ深いものである。すなわち、債務者と直接委託をした仲介業者が供託

所の役割を担い、他の仲介業者らの報酬を一手に受領することで、債権は消滅し、後は仲介業者らの間で適切に分配を行わせるといふ構造に、連帯債権関係との親和性を見出せるのである。⁽⁸⁷⁾

(2) 債権二重譲渡の債権譲渡通知および債権譲渡通知と差押通知の競合

ところで、連帯債権が生じるか否かという点について、最も活発に議論がなされてきたと言えるのが、債権の二重譲渡および債権譲渡と差押えの競合の事例である。債権が二重譲渡され、その第三者対抗要件たる通知が債務者に同時に届いたとき、あるいは債権譲渡通知と仮差押通知が債務者に届いたが、その到達時間の先後が不明であったときに、各債権譲受人（差押債権者）らの有する債権額、そして競合する債権の関係が問題となった。この場合においては、後述のように連帯債権が成立していると解する説が有力であるが、その理由は決して複数通知を受け取ったことにより弁済相手を判断できない債務者の保護に主眼が置かれているわけではない。しかし、この通知の競合事例を債務者の弁済という切り口から考えた場合に、連帯債権とすることが果たして妥当なのかどうかを検討したい。

最判昭和五五年一月一日民集三四卷一四二頁は、前者の事案に対し、各債権者は債務者に対して全額を請求することができる旨判示した。この問題に関しては、各債権者が債務者に対して何を請求し得るのか、各債権の関係性等の観点で、学説は区々に分かれるが、通説的な見解としては、各債権の関係は不真正連帯債権関係であると考えられている。⁽⁸⁸⁾

債務者側からすれば、同時到達、あるいは到達時先後不明の通知を手にしたときに、どのようにしたら二重払いの危険を回避し、債務関係から解放されるのかは、法律上明文規定はないため、もっぱら上記判例の立場を解釈しなくてはならない。しかし、多くの法律に関する専門知識のない債務者がこの判例を知り、意味を理解するまでに至ると考えるのは難しい。この場合に、債務者が債務額に煩わされずに弁済をし、かつ二重払いの危険を回避するための手段として何が考えられるか。

まずは弁済供託ができるか。現在では、通知が競合した場合も債権者不確知に該当するものと解されている。しかしながら、同時到達か、到達時不明かで異なる取り扱いがされている。まず、同時到達の場合には、債権者不確知に当たらないとされた。⁽⁸⁹⁾これ

は、前述の昭和五五年判決で各債権者が債務者に対して全額を請求できるとしたことを受けて先例集に搭載された解釈である。債権者は、先に請求してきた債権者に弁済をすれば、いずれにせよ債務を免れるはずであるから、債権者不確知とは言えないという判断である⁽⁹⁰⁾。

この一方で、到達時先後不明の場合には債権者不確知を認め、供託を受理し得るものとしており、通知も出されている⁽⁹¹⁾。この通知は、債権譲渡通知と債権差押通知の到達時の先後関係が不明であったために、債務者が弁済供託をしたため、その供託金還付請求権の帰属が問題となった最判平成五年三月三〇日民集四七巻四号三三三四頁の結論を踏まえて出されたものである。最高裁はこの事件に対して、差押債権者あるいは債権譲受人と債務者との関係については前記昭和五五年判決を踏襲し、各債権者が全額を請求する権利を有するとしつつも、債務者が供託をしたような場合には、差押債権額と譲受債権額との合計額が供託金額を超過するときは、差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を按分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得するものと解するとした。

同時到達と、到達時先後不明とで、供託の可否にこのような差異を設けることについては批判もある⁽⁹²⁾。しかし、供託所側としては、やはり本稿でも前述したとおり、譲受人いずれもが債権者となるために、譲受人相互間における帰属範囲の不明は債権者不確知に含まれないという基本的な立場を貫いているのである⁽⁹³⁾。

では、このとき生じている債権関係は分割債権であると考えられるのか、あるいは連帯債権が認められるのか。昭和五五年判決の理論を肯定するならば、これは確かに各譲受人に対してその全額の弁済を拒めないのだから、法的性質としては各債権者が債権の全額を請求でき、債務者は債務を一倍額のみ支払えば免責される、連帯債権（あるいは不真正連帯債権）が成立しているのを見ることが素直な見方であろう。また、債権の二重譲渡がなされたときの債務者の対応に言えば、四七八条の過失認定に関する各裁判例を見ればわかるとおり、必ずしも法的に適切な判断に則った行動ができる債務者ばかりではなく、むしろそれを、債務者たる者の当然の判断として期待することは、酷であるようにも思われる。前述のとおり、供託ができる場合であっても、実際に供託をす

るか否かは債務者の判断に委ねられており、仮に供託に思い至った場合であっても、供託に関する不確かな情報に基づいて行動すればその責任は債務者が負うことになるのである。通知の同時到達、到達時不明時の処理について、これが民法に明記されていないのであればなおさら、債務者に誤払いのリスクを負わせるのは妥当ではない。そうしてみると、連帯債権の供託的機能という事案であると言うことができる。

しかしながら、このような場合であっても、やはり債権者側の受領者の無資力リスクを無視することはできない。このような通知競合事例というのは、連帯債権関係が想定され得ると言われている事例⁽⁴⁾のなかでも、債権者相互間に一切の関係性が存在しないという、非常に例外的な事例であると言える。債権者相互に関係が見出せないような場合には、各譲受人に債権者側の受領者の無資力リスクを負わせることには慎重になるべきである。債務者から個々の債権者らの持分額が不透明な場合には、誠実な債務者は債務関係から離脱することを認め、最終的な分配を債権者の内部関係とすることに妥当性があると思われるが、それはあくまでも、債権者側で最終的な計算を任せることに一定の合理性が認められるような関係性がある場合に限られよう。それに加えて、そもそもこの事例は、民法上想定外の状況である。すなわち、複数の譲受人が満額を取得する権利を有しており、少なくとも通知が到達した段階ではまだ債権者間の持分割合という概念を觀念する余地がない。内部の持分が明らかでなければ、債権額に応じた不可分債権、連帯債権を認めることはできないものと思われる。

この事例において、各譲受人、あるいは差押債権者が請求することができるのは、四七二条に従い、債権の競合している範囲につき、等しい割合に按分した額であると考ええる。すなわち、確かに譲受人または差押債権者である各債権者は、それぞれ譲渡された債権を全額請求する権利を有している。しかし、状況を客観的に見れば、債権額が競合している範囲において複数の債権者が存在し、それぞれに優劣がない状態にあると見ることができる。ここでは、債権者らは相互にその存在を知らないため、債権者債務者間に四二七条に言う「別段の意思表示」もない。債務者は通知の数によって債権者の数は把握することができるため、少なくとも各債権者に対しては、競合した金額につき債権者数で割った金額につき義務を負っていると考えることができる。したがって、

債務者は競合した額を超える債権額を有する債権者に対しては、按分額に当該超過額を合計した債務を負うものと考えられる。

なお、このように考えるならば、債務者が競合する債権者のうちの一人に全額を支払ってしまった場合や、支払った後に通知の優先劣後関係が明らかになった場合には、四七八条の適用の問題となつてこよう。その場合には四二七条という分割原則を知らなかったことについての過失判断が問題となり得る。法の不知については過失を認める裁判例も見受けられ、債務者には厳しい過失認定がなされる可能性もある。本事例は、多数債権者関係のなかでも、特に債権者間に一切の關係性が見られない非常に例外的な事例であると考えられ、債権者側のリスクと債務者の誤弁済リスクという両者の利害が拮抗する限界事例であるように思われる。

(3) 共同賃貸借関係

賃貸人が相続によつて複数になり、共有物を賃貸する場合には、その賃料債権はどのようになるか。判例は、八九八条に言う「共有」については、共同相続人らの共有と解する立場であり、相続財産中に可分債権があるときには、その債権は四二七条に従い当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものとする。⁽⁹⁶⁾賃料債権の帰属に関しては、分割債権とするものと不可分債権とするものが下級審で分かれていたが、⁽⁹⁶⁾最判平成一七年九月八日民集五九卷七号一九三一頁は、各相続人がその相続分に依つて分割単独債権として取得するものとした。

賃貸人死亡により相続人が不明な場合は、債権者不確知の典型的な事例として供託が認められている。しかし、実際には、裁判例を見ても、相続人の代表として請求した者に賃料の全額を支払っていることも少なくない。

結局、供託をせずに一人の相続人に対して賃料の全額を支払ってしまった場合には、債務者は誤弁済を有効とするために抗弁として四七八条を主張することになる。四七八条の過失の判断基準によれば、とりわけ相続人中に相続放棄をした者がいるかどうかなどの調査までは要求していいと言えらる。そうであれば、債務者が相続人の人数を正確に把握し得たような事情がない限りは、四七八条が認められる可能性も少なくないと言えらる。

ところで、以上のような共同相続の事例における債務者保護の状況を見るに、これは、債務者にとつて債権者の人数およびその

関係性を把握することが非常に難しい場面であつて、債務者が相続人間の内紛に巻き込まれることなく債務を消滅させることを認めるべきである、という価値判断が、概ね是認されている場面であるように思われる。もし、この見方が間違っていないのであれば、むしろ、この保護を推し進めるといふ意味でも、共同相続された質料債権は、不可分債権および連帯債権とすることもまた、認められるのではないだろうか。すなわち、供託をしたのと同様の効果を、より簡易に、かつ安価で実現することができる不可分債権や、連帯債権と構成することにも、合理性があると考えられるのである。とりわけ、現行法のもと、判例は、共同相続された質借権に基づく質料債務について、各質借人が目的物全部を使用収益していることを理由として、その対価たる質料債務を不可分債務であるとしている。⁽⁹⁷⁾ そうであれば、質貸人が複数の場合は同じ論理で、不可分な使用収益権の対価たる質料債権を不可分債権と構成することも成り立ち得よう。

同様のことは、質借人たる地位が共同相続された場合にも妥当する。質借人による質貸人に対する、質貸目的のために支出した費用（必要費）の償還請求権について規定する六〇八条一項によれば、当該費用の償還請求権は質借人たる地位に基づく請求権である。質借人が必要費を支出し、六〇八条一項に基づく請求権が生じた後に、この債権が共同相続されたとき、金銭債権であるために各相続人に相続分に応じた額で分割帰属するのだとすれば、のちに遺産分割が生じるまでの間はやはり、相続人間の内情に巻き込まれてしまうことになる。必要費についても、質借人が目的物全体を賃借した目的に適するように使用収益するための費用であることから、これを不可分債権と構成できるものと考ええる。⁽⁹⁸⁾

4 小 括

ここまで、債権関係の性質決定による債務者保護という観点から、個別の事例を分析したところ、法的性質決定による保護の必要性も見出せることを確認するとともに、不可分債権および連帯債権の意義を明らかにした。すなわち、その意義とは、任意の債権者に債務を一倍額のみ弁済することにより、全債権者に対する債務が消滅するという不可分債権および連帯債権の性質が、より

簡易に、弁済供託類似の機能を果たすということである。これと併せて、これらの債権関係が他の民法上の債務者保護制度のなかで、どのように位置づけられるのかということを確認した。その結果として、不可分債権および連帯債権は、供託をはじめとする他の債務者保護制度と並んで、あるいは独自の場面において、債務者の誤弁済リスクの軽減に資するものであるということが確認できた。

なお、冒頭（一の2）で示したように、不可分債権および連帯債権の活用を考慮するうえで終局的に実現すべきことは、「債務者の誤払いリスクの保護」という視点とともに、「債権者側の受領者無資力リスク」をも考慮し、両者を比較衡量する必要があると思われる。不可分債権および連帯債権には、それ自体に、債権者が終局的に債権の満足を得るための制度構築や、債務者の主観的要件を求めることによる適用制限があるわけではない。誤弁済リスクから債権者を保護することが必要であるとは言っても、やはりこれを無制限に認めることは、利益のバランスを失うものであり、民法上の債務者保護制度を見てもこれを認めているものはない。

この点、筆者は別稿にて、不可分債権および連帯債権の認定基準についての検討を既に行っている。それによれば、債権者が無資力リスクを負うことを甘受すべきであるか、あるいは受領債権者の無資力リスクがほとんど懸念されないものと考えられる場合には、不可分債権および連帯債権という法的性質決定が認められるものと考ええる。具体的には、①債権者が相互に債権回収についての代理権を付与しているものと同視できる場合。あるいは、②複数の債権者が、倒産、持ち逃げがほぼ生じないと考えられる債権者（国や地方公共団体）であって、そのことが他の債権者にとっても周知のことである場合が挙げられる。⁽⁹⁹⁾

四 おわりにかえて

一つの契約につき多数の当事者が関係すれば、自ずとその法律関係は煩雑にならざるを得ない。このことは、債権者が複数人存

在する場合も例外ではなく、債務者は債権者を正しく認識しその債務を履行しなければ、誤った弁済により真の債権者に対して二重に弁済することになるうえ、誤って弁済した相手に対して改めて不当利得返還請求をすることになるだろう。私的自治のもと、債務者が自己の契約相手およびその正確な債権額を正確に認識できていなければならないことは当然であると言えるが、ときとして当事者であっても法律関係を正確に認識することが容易ならざる場合も存在する。

前述のように、供託制度は債務者と債権者との利益のバランスをとるよう制度構築されているが、供託という手段を採用することを、一般的な債務者に当然に期待し得るものではないため、必ずしも誤弁済を未然に防ぐことができるわけではない。また、債権の全額はわかっているが、複数の債権者間の持分割合が明確でない場合にはその債務者は供託制度の保護の枠から外れてしまう。一人の債権者の債権額を超えて誤弁済してしまった場合には他の債権者からの請求に対して四七八条を抗弁として主張することになるが、そのとき債務者は自らに過失がなかったことの主張立証を要する。

本稿では、まず誠実な債務者が有効に債務関係から離脱するという観点から、弁済供託および四七八条の適用範囲を外観した。債権者不確知供託は、債務者がその制度の存在を認識して初めて活用され得るものである。そして、債務者が債権者の人数を把握している場合であつて、持分額がわからない場合には、債権者不確知供託は認められない。また、弁済者が自己の注意義務を予め想定することが容易なことではないと思われるような場合でも、四七八条の過失が認められてしまうために弁済の有効性を認められない可能性が少なくないことを確認した。

そこで、これらに加えて、債権者の人数が把握できている債務者については、四二七条による弁済の方法もあるということを考慮しつつも、なお不可分債権および連帯債権という債権関係が債務者の弁済の便宜に資することを示唆した。というのも、不可分債権や連帯債権とは、任意に選んだ債権者に対して債務の一倍額のみ弁済をすれば、債務が消滅するという性質を持つものであり、それはいわば、国家予算を使わず、簡易に供託類似の機能が認められるものと考ええるからである。したがって、債権者不確知供託が認められるべき場合に、債務者がその手段を採らなかつたときに、債務者を早期に債権関係から離脱させることが妥当と認めら

れるような事案においては、弁済供託に並んで、不可分債権および連帯債権も検討に値する。このような債務者保護のための全額給付請求権を適用できる事例は、本稿で挙げたもののほか、共同賃借人の賃借人に対する費用償還請求権や、抵当権侵害における所有権者と抵当権者の損害賠償請求権などの場面にも広げられる可能性がある。

最後に、平成二七年三月三十一日に国会提出された民法の一部を改正する法律案について触れておきたい。今回の改正に係る審議の過程では、当初から多数当事者の債権債務関係として、連帯債権関係を規定する方向で審議が進められ、国会提出された法律案の段階で四三二条以下に規定されることとなった。⁽¹⁰⁾法制審議会民法（債権関係）部会第六回会議では、副代理人に対する本人と代理人の権利の関係（一〇七条二項）、転貸人に対する賃借人と賃借人との関係（六一三条）について連帯債権を認める見解が言及されているほか、担保付きシンジケート・ローンのパラレル・デット・スキームにおける活用が期待されている。⁽¹⁰⁾

そこで、法制審議会での連帯債権に関する議論を概観すると、連帯債権を明文に規定することについては概ね異議がないようであるが、その債権関係中の位置づけについては、審議の当初からの、共同債権債務関係（債権の準共有）との区別を明確にしてほしいとの指摘があり、また、現行法のもとで可分給付であっても意思表示や性質上不可分と解されてきた権利について、その概念を廃止し新たに連帯債権という概念を持ち出すこと⁽¹⁰⁾の意義や、具体的にどのような事案が挙げられるかといった議論が中心であった。その議論のなかでは、債務者の弁済における利便性という観点から連帯債権関係であるとすると事案も挙げられている。しかし、この弁済の利便性という点については、他の諸制度、すなわち、弁済供託、あるいは改正後も現状のまま存続する四二七条の分割債権原則と、どのように関連づけたうえで連帯債権を位置づけるのか、そして、どのような適用場面があるか、ということについては議論されていないままとなっている。今後、契約解釈による連帯債権関係がどのような場面で認められるか、そして、そのことが弁済供託などの要件とどのような関連を持つかについては、より一層注目される。

(1) 報酬の分配方法に關しては本判例以前の裁判例の見解を踏襲したものである。特段の事情のないときは契約成立等の事務についてした宅建業者の努力と貢獻の程度、業者の信用に応じて分配されるべきである、とするもの（名古屋地判昭和三八年一月一日下民集一四卷一頁二二二頁）、仲介の難易、要した期間、経費、労力等の事情を斟酌して仕事の割合によつて配分する慣行がある、とするもの（神戸地判昭和三九年一月一日判時三九七号五三頁）がある。

(2) なお、宅建業者が非委託者に対して報酬を請求する根拠として商法五二二条を挙げる見解のほか、商事仲立ちに關する商法五五〇条二項を民事仲立ちにも類推適用する説もあり、下級審は分かっていたが、最判昭和五〇年二月二六日民集二九卷一八九〇頁が商法五二二条を根拠としてからは、裁判所はそれに従っている（この点については甲斐好文「不動産仲介契約における報酬請求権」九大法学六五号一頁・星野英一編「民法講座第五卷契約」（岡孝）（有斐閣、一九九二年）四八五頁参照）。なお、商法五五〇条二項は内部的負担関係を定めたものではなく、委託者の相手方に対して直接仲立半額を請求できる趣旨であると解されている（青竹正一『特別講義 改正商法総則・商行為法（第三版補訂版）』（成文堂、二〇一四年）一〇九頁）。その他、根拠としては、民法一〇四条を類推適用して間に入る業者を、直接委託をしていない当事者の復受任者の地位にあると考え、さらに民法一〇七条二項を類推適用して復受任者たる業者に報酬請求権を認めるとする説がある（明石三郎「委託を受けていない不動産宅建業者の報酬請求権の有無」関西大学法学論集一八卷五号五〇頁）。

(3) 大判昭和八年九月二九日民集一二卷三三七六頁。小町谷操三『商行為法』（日本評論社、一九三八年）四八頁、西原寛一『商行為法（オンドemand版）』（有斐閣、二〇〇四年）一一七頁、平出慶道『商行為法』（青林書院新社、一九八〇年）八九頁。最判昭和四四年六月二六日民集二三卷七号一、二六四頁は、委託がない場合には他人のためにする意思をもって行うことを要するとし、最判昭和五〇年二月二六日民集二九卷一、一八九〇頁では、客観的に見て当事者のためにする意思をもって仲介行為をしたものと認められることを要するとする。

(4) 一つの契約の成立について宅建業者が請求することができる仲介料は、国土交通大臣の定めた額を上限としなければならない（宅地建物取引業法四六条一項、二項）。

(5) 事件番号昭和四四（オ）三六三号（同一事件について控訴審で当事者双方が上告しており、各上告理由に対する二つの判決が同日に出ている）。

(6) 名古屋地判昭和五八年二月一六日判時一一一、一一二七頁も判例と同様の立場をとるが、上記判例と異なり「不可分債権もしくは連帯債権ではなく可分債権であると解する」とし明確に債権の性質について断定しているものの、その理由は明らかでない。

(7) 東京地判昭和三六年一〇月二六日下民集一二卷一〇号二四九〇頁、函館地判昭和四二年九月四日判時五〇四号八二頁は、二人以上の業者が共同で委託を受けて媒介行為をした場合であり、特約のない限り連帯債権または不可分債権の關係に立つものとした。京都地判昭和四二年九月五日判時五〇四号七九頁は、報酬請求権の根拠を商法五五〇条二項の類推適用とし、売主買主からそれぞれ委託を受けた宅建業者が共同して媒介行為をした場合には、連帯債権關係（各宅建業者の持分は特約がない限り平等）とした。東京地判昭和六〇年八月八日判タ六〇三号

六九頁は、仲介業者どうしの関係、仲介の過程は明らかでないが、連帯債権関係とし、その理由は不明。名古屋地判昭和六一年二月二六日判時一二二九号一二五頁は、商法五二二条に基づき、委託を受けていない宅建業者も相当の報酬を請求できるとし、宅建業者らの報酬請求権は連帯債権であるとした。本件では既に一方の宅建業者が報酬を受領しており、他の宅建業者の報酬受領者に対する不当利得に基づく分配支払い請求を認めた。

- (8) 函館地裁前掲注(7)。
- (9) 京都地裁前掲注(7)。
- (10) 會野和明「判批」商法三二二号一四頁。
- (11) 明石三郎「判批」法時三五卷一一号九六頁、同前掲注(2)三九頁、坪田潤二郎「判例不動産取引法」(酒井書店、一九六四年)六二頁以下、森孝三「判批」法時四一卷一三七頁、牛山積「判批」民商六四卷五号九八九頁。
- (12) 會野和明「判批」商法三二二号一五頁、牛山積「判批」民商六四卷五号九八二頁は最判昭和四五年二月二六日について分配方法については會野を引用し、連帯債権を支持したうえで、寄与の度合いに応じて決定されるところであるとする。
- (13) 明石前掲注(2)五一頁。
- (14) 坪田前掲注(1)六二頁以下。
- (15) 「座談会」不動産媒介契約制度の現状と課題」ジュリ一〇四八号一六頁(本田純一意見)一七頁(宮島不二夫意見)、不動産媒介契約研究委員会『不動産媒介契約のあり方についての提言』(不動産適正取引推進機構、一九九四年)(提言二九、解説一、二)八二頁。
- (16) 勿論、宅建業者には債務者に二重払いの危険を負わせるために仲介契約を締結する際に報酬の支払い方等の重要事項の説明が当然に求められている(宅建業法三五条)。しかし、重要事項の説明や義務の明確化(同法三七条)がなされないままに契約がなされ、トラブルが生じていることもあると言われている。前掲注(15)一六頁(石山和夫意見)。
- (17) 民法四九四条の「債務を免れる」ことが債務の消滅を意味するという点に争いはないが、その効果が生じる時期については、供託によりただちに債務が消滅するとする説、債務者の取戻権(民四九六条)が消滅することにより債務が消滅するとする説、債権者が還付を受けたことをもって消滅するとする説など、学説上争いがある(磯村哲編『注釈民法(一二)』(有斐閣、一九七〇年)(甲斐道太郎、二八六頁)。しかし、供託実務上では、供託により債権者が還付請求権を取得し、それと同時に債務が消滅するものと解している。吉岡誠一編『新版よくわかる供託実務』(日本加除出版、二〇〇六年)一〇〇一頁、立花宣男監修・福岡法務局ブロック管内供託実務研究会『実務解説 供託の知識一六七問』(日本加除出版、二〇〇六年)一〇〇六頁。なお、「民法の一部を改正する法律案」では、債務者が供託をした時に債権が消滅することが明文化された。法務省ホームページ「民法の一部を改正する法律案」(<http://www.moj.go.jp/content/001142181.pdf>)六八頁。
- (18) 梅謙次郎『民法要義卷之三債権編(復刻版)』(有斐閣、一九八五年)二八四頁は、「債権者力故なく弁済ヲ受ケサルトキハ債務者ハ永久ニ

其義務ヲ負担スヘキモノト為スコトヲ得ス何トナレハ債務者ハ片時モ早ク其債務ヲ免レント欲スルハ人情ノ當ニ然ルヘキ所ニシテ又其利益ノ切ニ命スル所ナリ然ルニ債務者ニ毫末ノ過失ナクシテ速ニ其弁済ヲ了スルコトヲ得サルモノトセハ債務者ノ保護足ラサルモノト謂フヘカラサレハナリ」と記している。

- (19) 佐藤岩昭『フランスにおける供託制度―弁済供託を中心にして―』吉戒修一編『供託制度創設百周年記念 供託制度をめぐる諸問題』(テイハン、一九九一年) 五頁。
- (20) 船田享二『ローマ法(第三卷)』(岩波書店、一九七〇年) 四八六頁。
- (21) 原田慶吉『ローマ法(改訂) オンデマンド版』(有斐閣、二〇〇一年) 二四三頁。
- (22) 佐藤前掲注(19) 九八頁。
- (23) 佐藤前掲注(19) 九九頁。
- (24) 佐藤前掲注(19) 九四頁。
- (25) 佐藤前掲注(19) 一一頁。なお、ドイツでは供託法に基づき、区裁判所が供託業務を委託されており、供託事務を取り扱う司法補助官もまた、法律にのみ拘束され独立して職務を行うものとされる。ドイツ供託法については栗田哲男「ドイツにおける供託制度」吉戒前掲注(19) 一二七頁が詳しい。
- (26) 清浦奎吾『明治法制史』(明法堂、一八九九年) 五八〇頁。
- (27) 瀧本誠一による解題によれば、本慣例類集は明治一四年に太政官中に設けられた商法取調委員会によって商法制定の参考とするために日本各地方における商業習慣について各営業者、商業団体、地方官庁等に諮詢し、その答申をまとめたものであるとされる。瀧本誠一編『日本經濟大典第四卷』(啓明社、一九三〇年) 一頁。
- (28) 本文に挙げた『日本商事慣例類集』八三〇頁。驚くべきは、受領拒絶のような事態は聞いたことがない、あるいはあり得ないと答申した業者が非常に多いことである。
- (29) 中田薫『徳川時代の文学に見えたる私法』(岩波書店、一九八四年) 一〇二頁。
- (30) 大槇紫山『江戸時代の制度辞典』(歴史図書社、一九七三年) 三三八頁、川崎房五郎『江戸八百八町』(桃源社、一九六七年) 五八頁。
- (31) 司法省『民法理由書 五』(発行年不明)。
- (32) この業務は、国から委託を受けた日本銀行が行っていた。吉戒修一「供託制度創設百年の回顧と今後の展望」吉戒編前掲注(19) 三〇頁。
- (33) 前掲注(31) 四七七条(頁表示なし)。
- (34) 大蔵省内明治財政史編纂會編『明治財政史第十卷』(明治財政史発行所、一九二七年) 三〇九頁。
- (35) 立花監修前掲注(17) 八一、八二頁。

- (36) 立花監修前掲注(17)八三頁。最判昭和三十六年一月二日裁判集民事五五号二二五頁。
- (37) 吉戒前掲注(19)五頁。
- (38) 典型例として、事実上の不確知としては、債権者が死亡したために相続が開始したが債務者が相続人を知ることができないという場合が挙げられる。また、法律上の不確知として、債権の帰属について係争中であるというような場合や、譲渡禁止特約付債権が譲渡されたが、特約につき債権譲受人の善意悪意が不明であるような場合。また、一つの債権を二重(またはそれ以上)に譲渡されたときに、二重以上の債権譲渡通知、あるいは譲渡通知と転付命令の到達が、先後不明である場合も含まれる。
- (39) 吉岡前掲注(17)五六頁。
- (40) 昭和四十七年度全国供託課長会同決議六問「供託関係先例集(五)」(以下、「先例集」とする)二四四頁、座談会「債権の譲渡及び差押等をめぐる供託上の諸問題について(上)」登記研究四三八号七四頁。
- (41) 登記研究前掲注(40)七四頁。
- (42) 佐藤勇「債権者不確知」を理由とする弁済供託の諸問題(四・完)登記研究二七七号四〇頁、太田健治「普通預金債権の場合の債権者不確知に基づく供託の可否」供託先例判例百選(第二版)(有斐閣、二〇〇一年)五七頁。
- (43) 大判大正七年二月七日民録二四輯二三一〇頁傍論、大判昭和二年一月一日大民集一六卷一五二五頁。我妻栄『新訂債権総論』(岩波書店、一九六七年)二八〇頁。
- (44) 我妻前掲注(43)二七八頁、於保不二雄『債権総論(新版)』(有斐閣、一九七二年)三六五頁、甲斐前掲注(17)八一頁、平井宜雄『債権総論(第二版)』(弘文堂、二〇〇〇年)一九二頁、潮見佳男『債権総論(第二版)』II(信山社、二〇〇一年)二〇二頁、佐久間毅「民法四七八条による取引保護」法学論叢一五四卷四・五・六号三九一頁。池田真朗は準占有者の定義をフランス民法の定義に返って「其身に債権者本人と思われる法的資格が備わつた者」と限定的に解するべきであるとし(池田真朗「民法四七八条の解釈・適用論の過去・現在・未来」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集法律学科篇』(慶應義塾大学法学部、一九九〇年)、川地宏行は、債務者の誤認対象を「受領権限誤認型」「同一性誤認型」「帰属誤認型」と分けたうえで、「帰属誤認型」すなわち債権が帰属している外観を有する者が複数存在し、そのなかから債権帰属を決定する規範(債権帰属ルール)によって真の債権者が客観的に決定されるが、債務者が債権帰属ルールを正確に理解せずルールの内容を誤認して真の債権者以外の者に弁済した、あるいは、帰属を決定づける事実を誤認して真の債権者以外の者に弁済した場合における民法四七八条の制度趣旨は、債権の準占有者に対する弁済を有効として、債権の帰属をめぐる争いから債務者を離脱させることであるとした(川地宏行「民法四七八条における債務者保護要件」法律論叢八一巻二号一〇〇、一〇一頁。本稿の前掲としている債務者の状況としては、この帰属誤認型に該当すると思われる)。
- (45) 我妻前掲注(43)二七八頁。

- (46) 佐久間前掲注(44)三三三頁。
- (47) 大判大正七年二月七日民録二四輯三三一〇頁。
- (48) 最判昭和六年四月二日民集四〇卷三五五八頁。
- (49) 大判昭和二年六月二日大民集六卷四〇八頁。
- (50) 最判平成一六年一〇月二六日判時一八一号六四頁。
- (51) 最判昭和三七年八月二日民集一六卷九号一八〇九頁。
- (52) 立証責任については、善意・無過失であったことは、弁済者が立証しなければならない。これに対して、債務者の善意・無過失は「準占有者」に対する弁済であったという事実から推定されるものであるから、弁済の無効を主張する者が弁済者の悪意または過失を立証するべきであるとする立場もある(小野秀誠『債権総論』(信山社、二〇一三年)二七八頁)。一方、「準占有者」概念があまりに拡大されていることから、このことのみをもって信頼し得るに足る外形が存在するとは言えないため、債務者側が立証責任を負うべきであるとする立場として佐久間前掲注(44)四〇六頁。
- (53) 甲斐前掲注(17)九〇頁。なお、銀行の善意について、客観的に弁済者が債権者ではないと疑いを起こしたと解すことを相当と認められた場合には、善意が認められなかった(大判大正一〇年五月三〇日民録二七輯九八三頁)。
- (54) 最判昭和三七年前掲注(51)
- (55) この他、最判昭和四一年一〇月四日民集二〇卷八号一五六五頁、最判昭和四二年二月二日民集二一巻一〇号二六一三頁。本判決の立場は受領者が本人と詐称するか代理人と詐称するかで保護に差異をもたらす理由はないとするかつての学説(我妻前掲注(43)二七八頁、於保前掲注(44)三三四頁、松坂佐一『民法提要 債権総論(第四版)』(有斐閣、一九九六年)一九五頁)に依拠するものである(下森定「債権の準占有者に対する弁済」谷口知平・加藤一郎編『新版・民法演習Ⅲ債権総論』(有斐閣、一九八八年)二二〇頁。債権者の代理人と称す者に対する弁済が四七八条の射程に含まれたことにより、四七八条と、同じく権利外観法理である表見代理制度(二〇九条以下)とがどのような関係になるかが問題となる。表見代理を適用する場合には債権者の保護範囲に明確な差異をもたらす。と代理人と信じたことについて正当事由が必要となるため、どちらを適用するかということは債務者の保護範囲に明確な差異をもたらす。どちらの処理によるのが適切かは事実によって個別に議論されるようである(佐久間前掲注(44)三九三頁)。しかし、一方で表見代理については真の債権者の帰責性が求められるのに対して、他方四七八条については債務者側の要件として善意無過失を要求するのみであることから、単純に前者が後者の特別法であるとの見方もされている(磯村通『民法研究ノート』(有斐閣、一九九〇年)一七〇頁)。四七八条が表見代理制度よりも手厚く弁済者を保護している根拠として、表見代理は契約成立時の問題であり、相手方の代理権の有無を十分に調査することが可能であるが、四七八条は弁済時の問題であり、債務者は既に義務を履行しなければならない立場にあるためであるとされる(小野前掲注(52)二七五頁)。一方、本人を詐称した場合の

みならず詐称代理人にまで本条を適用するならば、母法であるフランス民法、またはドイツ民法よりも外観保護を徹底することになるから、詐称代理人については表見代理制度によって規律するべきであるものとして、来栖三郎「債権の準占有と免責証券」民商法雑誌三三巻四号四七七頁以下がある。

(56) 甲斐前掲注(17)九三頁。「無責の債権者の犠牲において過失ある弁済者を保護することは過ぎたること」という利益衡量のためである。

(57) 澤井裕『テキストブック債権総論(補訂版)』(有斐閣、一九八九年)一七一頁。

(58) 甲斐前掲注(17)九三頁。また、債務者に過度な調査義務を課さない理由として、債務者は既に弁済が義務づけられているがゆえに、不履行責任に脅かされている状態にあること、それと同時に、債権者側にも煩雑な手続きや厳格な審査をされることなく弁済を受けることができるという期待があることが挙げられる(佐久間前掲注(44)四〇七頁以下)。

(59) 東京地判平成二三年一月二〇日 Westlaw Japan (文献番号 2011WLJPCA01208031)。

(60) 名古屋高判昭和五六年二月二二日民集四〇巻三三五七八頁。

(61) 最判昭和六一年四月二日民集四〇巻三三五七八頁。

(62) 大阪地判平成一六年二月二四日金判一二〇九号二〇頁。

(63) この控訴審である大阪高判平成一七年九月二八日 Westlaw Japan 文献番号 2005WLJPCA09280004 も原審を是認する。

学説を見れば、四七八条の母法であるフランス民法の解釈をもとに、過失についてはより厳格に判断し、四七八条の適用範囲は限定的に解釈する立場もある。現行四七八条の前身となる旧民法財産編四五七条は、フランス民法一二四〇条に做ったものである。フランス民法一二四〇条は、「善意の債務者に二度払いをさせない」という趣旨のもと、弁済者に対して請求している本人こそが債権者である、ということが誰からも推定される者(つまり、債権証書の占有者や、債権者の代理人を称する者はここに含まれない)に対して債務者が善意で為した弁済について保護を与えるものであつて、かつ、それが「無理もないと思われる錯誤」であることを前提としている。このことから、債務者が善意であればそれ以上に調査義務を課すことはできず、したがって、裁判所によって客観的に「債権を占有する者」に対する弁済であつたと判断される限り、債務者に注意義務(過失)を問う必要はなかつたとされる。

このように、フランス民法一二四〇条における債権の占有者概念は非常に狭いものとされ、誰にでも生じ得る錯誤によって弁済をした債務者に限って保護する制度となっており、日本民法四七八条も形のうえではこれを継承した。しかし、戦後になり、先述のように詐称代理人に対する弁済の議論に端を発し、四七八条の適用範囲はフランス民法の想定していた範囲を超え、取引の安全を保護する制度として現在に至るまで押し広げられてきた。そのため、四七八条は債務者を一方的に利するものであり、債権者には何の利益もない規定であると捉え、この適用範囲が拡大していることについて「広がり過ぎ」であると危惧する立場からは、当然に無過失判断の基準についても厳格に解釈するべきであるという意見が示される。池田真朗は、「やはり四七八条は、その範としたフランス民法一二四〇条のように、『誰でも犯す仕方がない誤り

を救済する』という発想に基づいてのみ、またその範囲で機能する場合のみ、合理性を保ちうる規定というべき」として、弁済者保護の範囲は最低限に抑えるべきものとする（池田前掲注(44)三二六頁以下）。

日本における四七八条の歴史の沿革、そしてこの母法であるフランス民法二二四〇条の解釈の紹介については、以下の詳細な先行研究があるので、それらを参照した。来栖三郎「判批」法学協会雑誌八四卷九号二二二頁、池田真朗「民法四七八条論序説」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集昭和四八年度一九頁以下、柚木馨「債権の準占有者への弁済（最判昭和三七年八月二日集一六卷九号一八〇九頁）」柚木馨・谷口知平・加藤一郎・好美清光「判例演習（債権法一）増補版」（有斐閣、一九七三年）一九二頁。また、ごく最近の日本の四七八条の学説史として、河上正二「民法四七八条（債権の準占有者に対する弁済）」広中俊雄・星野英一編『民法典の百年Ⅲ』（有斐閣、一九九八年）一六五頁以下。本稿では、関係する範囲においてこれらに依拠する。

(64) 最判昭和三七年八月二日前掲注(51)

(65) 最判平成一五年四月八日民集五七卷四号三三七頁。

(66) 池田前掲注(44)三四八頁、潮見前掲注(44)二〇七頁。

(67) 大判昭和一〇年一〇月一日新聞三九〇四号一〇頁、大判昭和一年二月二七日大民集一五卷二四九頁。

(68) 我妻前掲注(43)二八〇頁、内田貴『民法Ⅲ（第三版）』（東京大学出版会、二〇〇八年）五五頁。

(69) なお、債権法改正の審議においては、当初から債権者の帰責性を独立の要件とするか否かについて話し合われたが、最終的に要件化しないものとして決着した。法制審議会改正部会第八回会議事録一三頁以下、同会第四六回会議事録四四頁以下。

(70) 先例集（五）二四四頁。

(71) 四七八条の適用範囲の拡張という点に関して言えば、判例では、預金取引をめぐる事案において、単純には「弁済」と言えないような場面でも四七八条の適用を認めるに至っている。すなわち、預金契約の解約とそれに伴う預金の払戻しである定期預金の期限前払戻しは、法的には銀行が預金契約を締結した時点において中途解約に伴う払戻しが義務づけられているわけではないものの、「期限前払戻の場合に於ける弁済の具体的内容が契約成立時に既に合意により確定されて」いたというところをもって、解約から払戻しという一連の行為を四七八条に言う「弁済」に該当するものとした（最判昭和四一年一〇月四日民集二〇卷八号一五六五頁）。さらに、無記名定期預金を解約しないままこれを担保として貸付けをなし、弁済期に返済されなかった場合には無記名定期預金と貸付け債権を相殺するという預金担保貸付の後の相殺という行為についても、最終的な債務の消滅の手段である相殺を前提とした貸付けの場合には、これは無記名定期預金の期限前払戻しと同視することができることから、四七八条を類推適用し得ることを示した（最判昭和四八年三月二七日民集二七卷二号三七八頁）。そしてここから、銀行の総合口座の当座貸越にも類推適用が認められることとなった（最判昭和六三年一〇月二三日判時二二九五号五七頁）。

(72) 中舎寛樹は、「四七八条本来の意義をふり返るならば、四七八条が対象とするのは主として指名債権なのであり、債権者と債務者とが互

の存在をよく知っているはずの債権であることに注意しなければならないであろう」、「このような債権関係において、弁済をなすべき債権者が誰であるのかわからないといった事態は、異常なできごとのはずである。」とする（星野英一編『民法講座第四巻債権総論』（有斐閣、一九八五年）〔中舎寛樹〕三三五頁）。佐久間毅もまた、個別性が強く、大量処理を要しない取引においては、「請求者の受領権限の確認、調査を少し時間をかけて個別に行うことが可能であり、当事者も通常そのようにするものと考えているであろうから、弁済者は無過失であるとされるためにそのような調査・確認をおこなう必要がある。」とする（佐久間掲注〔44〕四〇八頁）。

(73) 金融取引の事例でとりわけ四七八条における過失判断が厳格化されていること、立法的沿革から最低限の過失に限り保護の規定であるとする解釈、そして併せて帰責性要件を求める見解が有力に主張されていることには、共通する価値観が存在する。すなわち、債務者の誤弁済により債務が消滅することによって、真の債権者は弁済受領者が持ち逃げをするリスク、あるいは消費し、無資力となるリスクを負うことに對する懸念である。持ち逃げや無資力リスクそれ自体に関して言えば、債務者本人にも常に生じ得る危険であるし、真の債権者には債権の準占有者に対する不当利得返還請求権が発生するため、債権者の債権額が減少するわけではない。

しかし、「債務者の誤弁済」を「債権の引当てが債務者の財産から準占有者の財産へ転換する」という現象と捉えるならば、ちょうど債務者・引受人間の免責的債務引受において、債権者の意思的関与が必要と解されている（我妻前掲注〔43〕五六八頁、於保前掲注〔44〕三三七頁）と考えられる。権利外親法理としての四七八条における議論は、債権の準占有者の外親を信じたという一事をもって債権者に引当財産の転換を甘受させることの利益不均衡を是正することが主眼に置かれていると言えよう。もともと、この、弁済受領者の無資力リスクというもの、が、実際にどれほどのリスクであるのか、という点については、判然としない。なぜなら、転換した結果として引当財産が減少するかもしれないが、増加する可能性もあるからである。あるいは、このリスクを、「債権者の関与しない引当財産の転換によって、債権者が契約時において想定し得なかつたリスクを負わされる可能性」であると捉えることもできる。しかし、やはりそもそも債務者自身が無資力になる、あるいは持ち逃げをする可能性と、受領債権者が無資力になる、あるいは持ち逃げをする可能性を、そこまで区別する必要があるのか否か、疑問が残る。

(74) 分割債権者らの内部で異なる持分額が定められていた場合には、自己の持分を超えて受領した分割債権者は、超過した分を他の分割債権者に分配することが必要である。西村信雄編『注釈民法（一一）』（有斐閣、一九六五年）〔椿寿夫〕二二八頁。

(75) 椿前掲注〔74〕二三頁。

(76) 連帯債権を、連帯債務における「連帯」の意味の解釈とバラレルに考えるならば、当然に連帯関係、すなわち債権者どうしに関係性がない場合には「不真正連帯債権」という概念も想定することができるのかもしれない。しかし、「連帯」の意義が連帯債務と連帯債権で同じと考え得るか否かは改めて検討を要することであるから、現在のところ不真正連帯債権という概念の意味内容は不確定である。したがって、本稿

では、少なくとも「連帯」の性質として最低限導き出し得るであろう「複数債権者の独立した全額請求権」と「債務の一倍個性」にのみ着目するものとした。したがって、真正、不真正の区別にはここでは触れず、両方一括して「連帯債権」と称することにしている。

(77) 共同所有権に基づく共有物引渡請求権（最判昭和四二年八月二五日日民集二卷七号一七四〇頁）、数名が供託した公債の取戻請求権（大決大正四年二月一五日日民録二一輯一〇六頁）。

(78) 星野英一『民法概論Ⅲ』（良書普及会、一九七九年）一四九頁。しかし同時に、受領債権者の持ち逃げのリスクを懸念している。前田達明「口述債権総論」（成文堂、一九八七年）二八五頁。

(79) 現在国会に提出されている民法の一部を改正する法律案では、四三二条以下に連帯債権関係が規定されることとなっている。現行の四二八条には、不可分債権には目的物が性質上の不可分である場合と、可分であっても意思表示によって不可分とする場合が規定されているが、連帯債権が明文化された後には、意思表示による不可分債権と連帯債権との差異も、目的物が不可分か、可分かという点のみとなり、意思表示による不可分という分類はなくなることとなる。したがって、金銭債権については、もっぱら連帯債権となる。

(80) 椿寿夫「複数の債権者と分割原則」『多数当事者の債権関係（椿寿夫著作集Ⅰ）』（信山社、二〇〇六年）四二二頁以下では、複数債権者関係において分割原則をとることに對する批判的な観点から、不可分債権および連帯債権を考察した論稿である。多数債権者関係については分割原則を批判する一方、多数債権者関係に関しては、むしろ全額単独請求権を各債権者に認めることを制限的に解すべきであると警鐘を鳴らす。この理由として、椿は①「債権行使の独立・便宜」、②「債権者の満足」、③「債務者の保護」の三つを比較衡量のための要素として挙げる。そして、不可分債権および連帯債権のこのような利益状況に鑑みると、権利を行使しなかつた債権者に対する危険と、全額単独請求を認めることで債務者に生ずる便宜とを利益衡量すると、前者が後者を凌駕すると解している。そして、債権者側と債務者の利益衝突を生じたときは、少なくとも第一次的には債権者各自の立場、利益を優先させるべきであることを挙げる。

この椿論文は、不可分債権および連帯債権を認定する際の考慮要素を明示している点で、多数債権者関係に関する傾聴すべき先行研究の一つであると思われる。もともと、そのなかでは、決して積極的に債権者側の受領者無資力リスクや、債務者の誤払いリスクの評価にまで踏み込んでいくわけではない。むしろ、債務者の誤払いリスクに関して言えば、「とくに債務者の保護になるわけではない」とする鈴木祿弥説を引くのみであり、そのリスク評価が適切なのか否かはなお不明確であるため、先の要素③を評価しないままに利益衡量がなされているようにも感じられる。

(81) 不可分債権に関して言えば、ドイツ民法四三二条では各債権者は債務者に対して全ての債権者のために供託することを請求することができるものと定めている。確かにこの方法が債権者を害することなしに不可分債権を消滅させる方法であるが、それでは不便なので便宜上からフランス民法、そして旧民法の規定（旧民法財産編四四一条、旧民法債権担保編八六条）に従うと、起草者（富井政章）は説明している。前田掲掲注(78)二八四頁。

- (82) なお、この点についてはドイツ民法四二八条に定める連帯債権の説明においても言及されている〔J. von Staudinger Kommentar zum Bürgerlichen Gesetzbuch, Recht der Schuldverhältnisse 2012, [Dirk Looschelders] §428, Rnrr. 9〕。
- (83) 不動産媒介契約研究会前掲注(15)。本書は「一般財団法人不動産適正取引推進機構〔不動産取引に関する紛争の未然防止を図るともに、適正かつ迅速な処理を推進して、消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与すること〕を目的とする一般財団法人であり、元は国土交通省の所管。〕の委託により不動産媒介契約研究会により「一九九〇年から一九九三年まで実施した「不動産媒介契約に関する研究調査」の結果に基づき、不動産媒介契約に関する制度および実務の在り方について研究委員会の評価および意見を「提言」の形式でとりまとめた」もの。ここにある「提言」は「調査結果の学術的評価とそれに携わった研究委員の意見であり、それ以外ではない」という点には当然留意しなければならない。しかし、殊に本稿において問題としているところは、個々の裁判例の数も多くはない。このようななかで「四年間に全国の不動産業者に対して行ったアンケート調査およびヒアリング調査」等に基づき討議され、出された本提言は、十分に参照に値するものであると考える。
- (84) 本提言前掲注(83)「二九」八一頁。現在、不動産売買流通市場の整備、近代化を推進し、不動産の適正かつ公平な流通を促進することを目的として、国土交通大臣が圏域ごとに不動産流通機構（不動産情報交換のための宅建業者間のネットワークシステム。REINS〔Real Estate Information Network System〕と呼ばれる。）を指定している（これを一般的に指定流通機構という）。この指定流通機構とは、宅建業者間で広く不動産物件情報を交換し、共同して契約相手の探索を行うための組織であり、一定類型の媒介契約（専属専任媒介契約および専任媒介契約）を締結した場合には、指定流通機構への不動産売却情報を登録することが義務づけられている（ジュリー一〇四八号八頁以下）。このシステムが広く通用すれば、元付け業者と客付け業者の二極直結した取引が容易になり、中間の業者の介在は少なくなるとの見方もある（本提言前掲注(83)八一頁）。しかし一方で、先述の媒介契約類型以外の一般媒介の場合には登録が義務づけられていないことから、中間の業者をめぐる問題はなお存在する。
- (85) 中間の業者は誰に対して報酬を請求することができるかという論点に関しては、「分かれ」を原則とするべきであるとされる（本提言前掲注(83)「二九」一一八三頁）。「分かれ」とは、元付け業者、客付け業者については、直接委託を受けた売買当事者に対してのみ請求することができるが、反対の当事者に対しては請求しないということの意味し、間に入った業者については、その業者に情報提供を依頼した元付けないし客付け業者が、自己が得た報酬から分配を行う、ということの意味するとされる。
- (86) 本提言前掲注(83)「二九」一一八二頁、「二九」一一八五頁。
- (87) 留意しておかなければならないことは、本提言の示す債権関係は、債務者と直接委任契約を締結した仲介者のみを弁済受領権者としているため、その点で誰に対しても弁済できる連帯債権とは異なるということである。弁済受領権限を有する債権者を特定の一人にすることによって、債務者にとっては実質的に弁済相手が一人に確定できること、債権者間における請求の入れ違いによる煩わしさをなくし、弁済に関する

情報を特定の弁済受領者に集めることができることなど、債務関係をより単純化できる。さらに言えば、担保付きシンジケート・ローンのパラレル・デット方式のように、受領権限を有する債権者に一定の責任が認められる可能性もある。このように、連帯債権に特約を付したり、責任を課すことで、債権者側の弁済受領者の無資力リスクを軽減したり、予め責任の所在を明確にすることができる。連帯債権の法的性質を厳密に定義することは別途必要かもしれないが、筆者は、連帯債権という法的性質を原型として、さまざまな契約関係が成り立ち得るものと感じている。

- (88) ただし、現在のところ連帯債権および不真正連帯債権の定義、体系について学説上統一の見解が見られるわけではない。したがって、全額受領した債権者に対して他の債権者は分配請求することができるのか、あるいはどの割合で分配するのかという法的根拠があるわけではないので、その点に関しては各学説によって考え方は異なる。なお、連帯債権的に見る説（これは、請求と弁済の形式の面から連帯債権のようであるというだけであり、連帯債権そのものではない。次の不真正連帯債権的に見る説も同様。）として浅沼武「判批」金法二七六号一八頁、山田二郎「判批」金法九二四号一二頁。不真正連帯債権的に見る説として、横山長「判批」金法七三三号九頁、石田喜久夫「判批」手形研究二九八号四頁、本田純一「判批」金判六〇五号五四頁、孕石孟則「判批」判夕四七〇号三一頁、畔柳章裕「判批」立教大学法学研究四号五七頁、鈴木祿弥「債権法講義（四訂版）」（創文社、二〇〇一年）四九六頁（なお、鈴木祿弥は当初は連帯債権的に見る説をとっておられたが、版の改訂に伴い立場を修正されている。詳しい理由は明記されていない）。この他の立場として、譲受人間の優劣を決することができる限り、債務者は二重払いの危険を避けるために債務の履行を拒むことができるとする説（長谷部茂吉「判批」金法六六号一七頁）、各譲受人間に優先関係がないため、各譲受人は平等の割合で債権を分割取得し、自己に帰属する債権額についてのみ第三債務者に対して支払いを求めることができるとする説（分割債権説）（石田穰「判批」ZB二〇三三三六頁、高木多喜男ほか「債権の二重譲渡と對抗要件（一）」竹下意見ZB二〇八号二二頁、椿寿夫「判批」判夕四三九号六九頁）、多数当事者の債権関係そのものではなく、類似した状況が現れるのみとする説（池田真朗「債権譲渡の對抗要件具備の衝突」民法の争点Ⅱ六二頁、多数当事者の債権債務関係が形成されるわけではないという立場（伊藤進「判批」ジュリ七四三三〇八六頁）、各譲受人は債務者に対し独立して債権を取得し、債務者がそのうちの一人に対し弁済等の債務消滅行為をとればその限度で全譲受人の債権が消滅する関係として構成する説（独立債権説）（池垣君雄「判例解説」昭和五五年度最高裁判所判例解説民事篇、これに近い立場をとるものとして後藤勇「判批」判夕七九号二七頁）がある。

- (89) 昭和五九年全国供託課長会同決議受入一問・先例集（七）一〇二頁。

- (90) 民事局第四課補佐官竹田盛之輔の説明によれば、譲受人相互間の法律関係は不明であったとしても、債務者はだれに支払えばよいか、また支払いは免責されるかという点は昭和五五年判決上明確であるから、一般人にその点の判断を求めても決して酷ではないとする。「昭和五九年度全国供託課長会同における協議問題決議の解説」民事月報四〇巻一六頁。

- (91) 平成五年五月一八日付民四第三八四一号民事局第四課長通知。

貸貸人からは確知し得ない。しかし、この場合には貸貸人は、賃借人の人数を正確に把握していると考えられるだろう。

この点、誤弁済リスクという観点から見れば、賃貸人のリスクは賃借人の共同相続の場合に比べて少ないと思われる。したがって、四二七条に従うことも十分にあり得る。もっとも、同物件を使用している賃借人らに対して分割して支払うことは、四二七条に従って等しい割合で分割した額を債権者に支払うことは、むしろ弁済の便宜という点で合理的ではないように思われる。賃貸借契約上の主導権が賃貸人にある点も考慮すれば、まずは賃借人に問い合わせ確認することが可能であるし、さらに弁済の便宜を考えるならば、予め不可分債権および連帯債権とすることを明示的に意思表示しておく方が、債権者債務者双方にとって合理的であるように思われる。

(99) この基準の検討については、拙稿「裁判における連帯債権の認定基準」中央大学大学院研究年報四三号法学研究科編九九頁で詳述した。

(100) 新第四三二条では、「債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によつて数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。」とする。第三編第三節第三款に第四三二条、第四三五条の二までが連帯債権に関する規定となる。連帯債権関係の発生については、最終的な文言として、「法令の規定又は当事者の意思表示」によるものとされている。この「当事者の意思表示」という意味については、誰の誰に対する意思表示なのか明確でない点指摘され、解釈に委ねるものという意見も見られる（法制審議会改正部会第九二回会議事録二六頁）。この点、第七七回会議において、中田裕康委員は、債権者全員と債務者との合意が必要であると指摘している（法制審議会第七七回会議事録二七頁）。

(101) 法制審議会民法（債権関係）部会、部会資料八一「民法（債権関係）の改正に関する検討事項（三）九頁。

(102) 法制審議会民法（債権関係）部会、部会資料六四一五「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要（各論）【速報版（四）】二五頁、法制審議会第七七回会議事録二五頁。

(103) この点については後に、共同債権債務関係については多数当事者の債権および債務に関する一般的な規定には含まないとされた。民法（債権関係）部会資料三六、四〇頁。

(104) 第七七回会議事録二二六頁以下。

（本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍）